

山梨県感染症予防計画の素案に対する意見と対応について

資料3

No.	対象の特定（意見照会時の計画案）			意見・修正案等	対応（資料1の計画案）		
	頁	行	素案の記載内容		頁	行	
1	33	35	医師会等の医療関係団体は、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行います。	戦略2 感染症専門人材の養成・資質の向上 の取組2-5 関係機関・関係団体による人材養成・資質向上について "医師会等の医療関係団体は、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行います。"と書かれています。さらにこれらの研修は、協定締結医療機関の研修参加率100%を目標としています。しかし研修会の主催や開催方法は、医師会がすべて決めるのでしょうか？それとも、都道府県や感染症指定医療機関医療機関と協力して行うのでしょうか？この辺のところははっきりしていただかないと逆に実効性が問題となるかもしれません。また診療報酬との兼ね合いもあります。	—	—	取組2-5の「医師会等の医療関係団体は、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行います。」は、国の基本指針に即して設定させていただいたものであり、 研修会の主体や開催方法（開催頻度を含む。）は、それぞれの医療関係団体にお決めいただくことを想定しています。 （県・甲府市が主催する研修会は、取組2-4に記載しています。） なお、「協定締結医療機関の研修参加率100%」の目標については、 医療人材の派遣に関する協定を締結する医療機関に限って適用される目標 であり、「医療人材の派遣に関する協定を締結する医療機関の全てが、派遣可能な医療人材を対象に年1回以上研修・訓練を行い、又は他機関が行う研修・訓練に参加させる」という趣旨です。医療関係団体が主催する研修会は、この目標に縛られるものではありません。
2	28	7-9	管内市町村や地域の関係機関の役割分担を明確にするとともに、連携を進めます。	取組1-3 保健所の感染症対策会議による地域内連携の深化について 昨年開催された強毒性鳥インフルエンザの研修会の際に市町村の職員から、保健所の業務を市町村に分担する考えがあることを聞きました。それは市町村にとって大きな負担となると容易に想像されます。保健所と市町村はそれぞれ違う機能を持っています。単に役割を分担するだけでは、地域の感染症対策が悪化する恐れがあるのではないのでしょうか？	—	—	県と市町村との協力関係については、新型コロナ対応の教訓を踏まえ、法定化されました。 また、新型コロナ対応の反省として市町村長から住民に身近な市町村で生活支援等の役割が担うこともできるといった御意見もありました。これを踏まえ、 県では、市町村を対象に実態・意向調査を行いつつ、市町村に担っていただくことを想定する役割（外出自粛対象者への食料品・物資の支給、要配慮者を対象とする健康観察や療養生活の支援、外出自粛対象者の日常生活に必要な福祉サービスの切れ目ない提供等）をお示しし、市町村において庁内での検討の準備をお願いしたところ です。また、役割分担しただけにとどまることのないよう、市町村と保健所との連携を深め、実効性のある体制とします。

No.	対象の特定（意見照会時の計画案）			意見・修正案等	対応（資料1の計画案）		
	頁	行	素案の記載内容		頁	行	
3	12	7		宿泊施設や自宅療養で、持病（アレルギー等も含む）や食欲低下などの症状に対応できず低栄養となり、免疫低下などが起きた恐れがあるので、食事支援については弁当業者と使用食材について契約したり、粥や特殊栄養食品を購入して使えるようにするなど具体的な対応策をたてる必要がある。クラスター発生施設でも同様対策のマニュアルを整備する必要がある。	—	—	ご意見のあった具体的な対応については、今後の 県新型コロナウイルス等対策行動計画の改定において記載を検討 させていただきます。（原文のとおり）
4	12	8		枠内に「レ食事内容の調整が不十分」を加える。	—	—	ご意見については、同枠内にある「自宅での療養生活を支援するため体制整備が必要」という記述に含まれますので、 原文のとおり とします。 なお、 自宅療養等での食事支援等については、今後、連携協議会（個別検討会）で協議を進めて参ります。
5	78	2		戦略目標9となっているが、8が正しい。	77	2	ご指摘のとおり修正 します。
6	75	17		宿泊施設運営業務マニュアル等で、形態やアレルギー対策を講じて栄養が確保できる体制を整える。（追加記載要望）	74	21	宿泊療養では、全例で食事を提供することが想定されますので、ご意見を踏まえ、取組8-1の有事の2〇目を次のように修正します。 ◆有事（2〇目） 〇県は、宿泊療養施設の運営に当たっては、甲府市の協力のもと、 食品アレルギーや宗教上の制約に配慮するなど 、宿泊療養者に安全・安心を提供できる宿泊療養環境を整えます。
7	76	30		〇県等及び市町村は、患者の症状、持病、アレルギー、口腔状態等に対応した食事・飲み物等を想定し、有事に栄養を確保できるように準備します。（追加記載要望）	—	—	ご意見のあった具体的な対応については、今後の 県新型コロナウイルス等対策行動計画の改定において記載を検討 させていただきます。（原文のとおり）

No.	対象の特定（意見照会時の計画案）			意見・修正案等	対応（資料1の計画案）		
	頁	行	素案の記載内容		頁	行	
8	77	15	県等は施設の人員や施設の利用者の特性、地域のネットワークを踏まえた業務継続計画（BCP）の策定を支援します。	県等は施設の人員や施設の利用者の特性、 <u>症状に合わせた栄養の確保に配慮し</u> 、地域のネットワークを踏まえた業務継続計画（BCP）の策定を支援します。（下線部追加要望）	—	—	各施設において固有の事情があるため、最低限、業務を継続できるための計画の策定を求めるものでありますので、 原文のとおり とします。なお、施設等におけるBCPの内容については、 今後、連携協議会の中で協議 を進めて参ります。
9	71	37	取組7-7 移送体制の確保 ・移送に従事する者への感染の防止対策が講じられた救急自動車を使用すること	この救急自動車はどの機関の車両でしょうか。	71	18	前の取組事項にもあるように、県域を越えて移送する場合に備え、今後、医療機関、消防機関等と協議を進める必要があります。このため、 該当箇所を「車両」に修正 するとともに、1つ前の取組事項を次のように修正します。
					71	8	○県等は、県外の医療機関に患者等を移送する場合など県境を越えて移送が必要な場合に備え、医療機関、消防機関、 民間救急等とあらかじめ協議 します。
10	71	37	取組7-7 移送体制の確保 ・有時の内容を追加する	他の取組みには、平時と有時の内容が記載されておりますが、「取組7-7 移送体制の確保」には有時の記載がありません。平時の対応を超えた場合の内容の記載をしていただきたい。	71	15	ご意見のあった「平時の対応を超えた場合の内容」については、 今後、連携協議会（個別検討会）等 で関係機関と協議を進めて参ります。 また、ご指摘を踏まえ、 次の取組を有事に区分 します。 ◆有事 ○県等は、 県外にある特定感染症指定医療機関へ （修正前：県境を越えて） 患者等を・・・ ○県等は、 性状が未知の新感染症・・・
11	57	22	○県等は、匿名でエイズ・性感染症の検査を行うとともに、・・・	・甲府市の感染症予防計画への当該事項の記述においては、「無料・匿名によるHIV検査及び性感染症（性器クラミジア感染症、梅毒）や・・・の検査及び相談を実施し、・・・」とすることとしています。 つきましては、当該事項への検査が「無料」である旨の記述について検討をお願いします。	57	13	県予防計画において「有料」と記載しているわけではないのですが、「無料」も「匿名」と並んで重要な要素ですので、ご意見を踏まえ、次のように修正します。 ○県等は、 無料の匿名によるエイズ・性感染症に関する検査を行うとともに、・・・

No.	対象の特定（意見照会時の計画案）			意見・修正案等	対応（資料1の計画案）		
	頁	行	素案の記載内容		頁	行	
12	64	14	結核指定医療機関の指定など 結核医療への対応については、 戦略7に記載します。	・「戦略7」は「戦略6」に訂正を。 ・56頁の戦略6の「取組6-1」中に「結核指定医療機関の指定」に関する記述が見受けられませんので、64頁と56頁の記述について整合性を図るようお願いします。	64 56	13 31	ご指摘のとおり 戦略7を戦略6に修正 します。 ご意見を踏まえ、結核指定医療機関の指定について、取組6-1【治療の継続】の20目を次のように修正します。 ○県等は、結核の適正な医療の提供による治療完遂を図るため、 結核患者の治療等に当たる病院、診療所及び薬局を結核指定医療機関に指定し 、当該医療機関や患者が利用する施設等との連携を図ります。
13	64	17	「表11 指定医療機関の区分」 中の結核指定医療機関の役割の 欄中： 「結核医療（入院を除く。）の 提供」	・結核患者の入院医療の提供先を明示する必要について、検討をお願いします。	64 56	15 24	ご意見を踏まえ、表11の注を注1とし、注2として次の事項を加えます。 注2 結核のまん延を防止するために必要な結核患者の入院医療は、結核病床を有する第二種感染症指定医療機関において提供することを基本とする。（戦略6参照） また、取組6-1（p56）の【治療の継続】の10目として次の事項を加えます。 ○結核のまん延を防止するために必要な結核患者の入院医療は、 結核病床16床を有する山梨県立中央病院において提供します。
14	106	30	●エイズ治療中核拠点病院	・107頁の「●蚊媒介感染症専門医療機関」や「●感染症指定医療機関」の項では、認定や指定をする者が明記されていますが、エイズ治療中核拠点病院やエイズ治療拠点病院については、誰が選定するのかの記述が欠落しています。選定する者に係る記述について、検討をお願いします。	104	30	ご意見を踏まえ、次のように修正します。 HIV感染者・エイズ患者への医療の提供のために県が選定・確保するエイズ治療拠点病院に対する研修事業及び医療情報の提供や、高度なHIV診療などの機能を有する中核的な病院。県が山梨県立中央病院を選定。

No.	対象の特定（意見照会時の計画案）			意見・修正案等	対応（資料1の計画案）		
	頁	行	素案の記載内容		頁	行	
15	109	4	結核患者への適正な医療を担当する医療機関として知事が指定した病院、診療所又は薬局。	・結核患者の通院医療に係る結核指定医療機関の指定は、甲府市長にも権限が付与されています。記述の調整が必要と考えられます。	107	10	ご指摘を踏まえ、次のように修正します。 結核患者への適正な医療を担当する医療機関として知事 又は甲府市長 が指定した病院、診療所又は薬局。
16	51	6	県等は、検体採取、健康診断、就業制限、入院等の対人措置を行うに当たって	検体採取、健康診断、就業制限、入院等とあるが「等」とは何を指しているのでしょうか。他の対人措置があった場合、感染症法第16条～19条以外のどこの部分を受けているのかご教授ください。	51	6	対人措置は、感染症法第4章の就業制限その他の措置において定められており、 列記する措置以外の対人措置としては、感染症法第21条（第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の「移送」 があります。ご質問を踏まえ、該当箇所を次のように修正します。（ 対人措置の用語解説においても「など」を「、移送」に修正 します。） ○県等は、検体採取、健康診断、就業制限、 入院又は移送 の対人措置・・・ 必要な最小限度のもの となるよう努めます。 なお、移送の措置は、同法第22条の2の規定（最小限度の措置）において、検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院と同列で記載されています。
17	67	3-4	○県は、次のことに留意しながら、発熱外来・外出自粛対象者への医療提供体制を確保します。 ・休日・夜間の発熱外来の確保	長期連休（お盆や年末年始）期間中に、一部の医療機関に負担が集中しないよう、対応いただける医療機関を確保し、住民に公開できる体制が必要と考えます。	—	—	ご意見のあった具体的な取組については、 県新型コロナウイルス等対策行動計画の改定において記載を検討 します。

No.	対象の特定（意見照会時の計画案）			意見・修正案等	対応（資料1の計画案）		
	頁	行	素案の記載内容		頁	行	
18	戦略 1,5,6			COVID-19発生前からある、主として平常時を想定した会議体である、「予防接種対策協議会」、「山梨県重大感染症危機管理協議会」、「山梨県蚊媒介感染症対策会議」は、存続するのか？存続する場合、第2章第1節戦略1、戦略5、戦略6に記載するか？	58	30	<p>「山梨重大感染症危機管理協議会」は、連携協議会に吸収する形で廃止しました。</p> <p>「山梨県蚊媒介感染症対策会議」は、連携協議会の構成員とは大きく異なるものであり、蚊媒介感染症対策の実務レベルでの協議に必要なものと考えていますので、疾病別対策を記載する戦略6の蚊媒介感染症の項の4〇目において次の取組を追加します。</p> <p>〇県等は、蚊媒介感染症の発生に伴う積極的疫学調査や蚊の防除を円滑に進めるため、当該感染症の発生動向を踏まえ、関係者と十分な意思疎通を図ります。</p> <p>なお「予防接種対策協議会」は、今回の予防計画に記載する予定がありません。</p>

No.	対象の特定（意見照会時の計画案）			意見・修正案等	対応（資料1の計画案）		
	頁	行	素案の記載内容		頁	行	
19	61	7		県医療救護対策本部 ⇒ 県 保健 医療救護対策本部	61	18	ご指摘のとおり修正 します。
20	64	14		結核指定医療機関など結核医療への対応については、戦略7に記載 戦略7でなく戦略6か？ただし、戦略6には結核医療機関の指定についての記述はないが。	64	13	ご指摘のとおり 戦略7を戦略6に修正 ます。 ご意見を踏まえ、結核指定医療機関の指定について、取組6-1において次のように記載します。
					56	30	○県等は、結核の適正な医療の提供による治療完遂を図るため、 結核患者の治療等に当たる病院、診療所及び薬局を結核指定医療機関に指定し 、当該医療機関や患者が利用する施設等との連携を図ります。
21	12	22	(4) 情報分析・発信の課題	県や保健所からのエビデンスの発信についても追加してはどうか。	—	—	保健所の業務が多忙を極め、保健所が日頃行っている情報の発信が思うようにいかなかったことを踏まえてのご意見と推察しますが、県としましては、国からの情報のほか、YCDC専門家や県GABの意見や助言を受けて情報発信に努めてきた経緯がありますので、 原文のとおり とします。

○市町村

22				道標として、ABC共に、市町村の役割等（リエゾン他）の記載があるが、より具体的な内容については、今後の行動計画等において記載されるということでしょうか？	—	—	ご認識のとおり です。
----	--	--	--	--	---	---	--------------------